

一般社団法人宮城県建設職組合連合会
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人宮城県建設職組合連合会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を仙台市宮城野区二十人町301番地の3に置く。

(目的)

第3条 当法人は、建設産業に従事する労働者の民主的な団結をもって、建設労働者の技術的社会的経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建設産業の民主化と技術向上
- (2) 建設労働者の雇用の安定と労働条件の維持改善
- (3) 建設労働者の福祉と利益の増進
- (4) 官公庁及びその他の関係機関からの業務受託
- (5) 労働保険の事務組合に関する事業
- (6) その他目的達成のため必要な事業
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

ただし、電子公告をすることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載する。

第2章 会員

(会員及び入会)

第6条 当法人の会員は、宮城県内の建設に従事する者で、当法人の目的に賛同して、別に定める地域の単位組合に入会した組合員をもって会員とする。

- 2 会員となるには、会長が別に定める入会申込書を単位組合に提出し、単位組合が当法人に入会申込書を提出して会長の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務があり、総会において別に定める会費を、単位組合を通じて納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は会長が別に定める退会届を単位組合より提出して任意に退会することができる。

- 2 会員が死亡したときは、退会と見なす。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により除名することができる。

- (1) この定款及び規則に著しく違反したとき。

- (2) 当法人の名誉を毀損し又は目的に反した行為をしたとき。
- (3) 会員としての義務を履行しないとき。
- (4) その他、除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が第8条及び第9条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 社員（代議員）

(社員及び代議員)

第11条 当法人は、別に定めるところの単位組合より会員数60名毎につき1名の割合で選出される代議員をもって社員とする。

ただし、会員数が60名に満たない単位組合からは1名の代議員を選出する。当法人の代議員を以て、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員をとする。（以下、本定款上で上記に該当する社員のことを代議員という）

(代議員の選出)

第12条 代議員の選出は、各単位組合から選出する。

- 2 代議員を選出する権利（義務）は、会員全員、平等に有する。
- 3 理事及び理事会は、代議員の選出に関与することはできない。

(代議員の任期)

第13条 代議員の任期は1年とする。

- 2 補欠により選出された代議員の任期は前任者の任期満了までとする。
- 3 就任中の代議員が、法律上付与されている各種訴権を行使中の場合、当該訴権の行使が終了するまで、任期は1項の規定にかかわらず終了しない。

(代議員の資格喪失)

第14条 代議員は、第8条及び第9条の規定により会員資格を喪失した場合、代議員の資格を喪失する。

第4章 役員

(役員数)

第15条 当法人に以下の役員を置く。

- 一. 理事 3名以上12名以内
- 二. 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事として会長、3名以内を副会長とすることができる。
- 3 理事のうち、1名を幹事長、1名を会計担当理事とすることができる。

(選任等)

第16条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、幹事長、会計担当理事は、理事会の決議により理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務権限）

第17条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 幹事長は、当法人の業務を執行する。
- 4 会計担当理事は、当法人の会計業務を分担執行する。
- 5 理事は必要に応じて、当法人の業務を分担執行する。

（監事の職務権限）

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（任期）

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了までとする。
- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

（名誉会長及び顧問）

第20条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

（名誉会長及び顧問の職務）

第21条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

（役員報酬等）

第22条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、総会の決議をもって定める。

（取引の制限）

第23条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- ① 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- ② 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- ③ 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

（責任の一部免除）

第24条 当法人は、役員報酬等について、一般法人法第111条第1項の法令に定める要件

に該当する場合には、総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 総会

(構成)

第25条 総会は、会員が選出した代議員を以て構成し一般法人法上の社員総会とする。

2 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(開催)

第26条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(権限)

第27条 総会は、次の事項を決議する。

- ① 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- ② 会員の除名
- ③ 役員を選任及び解任
- ④ 役員報酬の額又はその規定
- ⑤ 各事業年度の決算報告
- ⑥ 定款の変更
- ⑦ 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- ⑧ 解散
- ⑨ 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- ⑩ 理事会において総会に付議した事項
- ⑪ 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(招集)

第28条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての代議員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 代議員の議決権の10分の1以上を有する代議員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第29条 総会の議長は、出席した代議員の中から選出する。

(決議)

第30条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- ① 会員の除名
- ② 監事の解任
- ③ 定款の変更
- ④ 解散

⑤ その他法令で定めた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第31条 総会に出席できない代議員は、出席する他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第32条 理事又は代議員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が代議員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第33条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(総会規則)

第34条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会規則による。

第6章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- ① 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - ② 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - ③ 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - ④ 理事の職務の執行の監督
 - ⑤ 会長、副会長、幹事長及び会計担当理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- ① 重要な財産の処分及び譲受け
 - ② 多額の借財
 - ③ 重要な使用人の選任及び解任
 - ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - ⑤ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当

法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

⑥ 第24条の責任の一部免除

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、会長が招集して開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

① 会長が必要と認めたとき。

② 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

③ 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

④ 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。

⑤ 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、副会長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印をしなければならない。

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 幹事会及び委員会等

(設置)

第45条 当法人の事業の推進、運営の円滑な遂行を図るため、理事会の決議を経て幹事会及び委員会等を置くことができる。

2 幹事会及び委員会等は、当法人の事業運営に関する事項や定款に付随する規程・規則の制定について、理事会の諮問を受け助言を行うことを目的とする。

(構成等)

第46条 幹事会は、会長、副会長、幹事長、会計担当理事、理事、監事、単位組合の代表者、当法人の青年部長及び次世代の会の代表で構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 委員会等は、幹事会を構成する役員、或いは組合員の中から、必要に応じて会長が招集する。

3 幹事会及び委員会等の運営上、必要な事項に関し、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める。

第8章 基金

(基金の拠出)

第47条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第48条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て会長が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第49条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第50条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第51条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第52条 当法人の資産は、次の各号により構成する。

- ① 会費及び入会金
- ② 事業に伴う収入
- ③ 資産から生ずる収入
- ④ 寄付金品
- ⑤ その他の資産

- 2 前項の資産は、総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第53条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第54条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を、会長が作成し、理事会の決議を経て、定時総会の承認を、得なければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第55条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く。）しなければならない。

- ① 事業報告
- ② 事業報告の附属明細書
- ③ 貸借対照表
- ④ 正味財産増減計算書
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- ⑥ 財産目録

- 2 前項第3号、第4号、第6号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、一般の閲覧に供するとともに、定款及び代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- ① 監査報告
- ② 会計監査報告
- ③ 理事及び監事の名簿
- ④ 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- ⑤ 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第10章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第56条 この定款は、総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第57条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第58条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人の事業

- 目的に類似する事業を行う法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第11章 事務局

(設置等)

- 第59条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第60条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第61条 当法人は業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 附則

(閲覧)

- 第62条 当法人は、会員等からの求めに応じて「定款、役員名簿、総会議事録、代議員の代理権証明書類、議決権行使書面、計算書類等」を閲覧する事ができる。
- ただし、事前に連絡をした上で、別に定める事務手数料を納付しなければならない。

(特別の利益の禁止)

- 第63条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

- 第64条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人成立日から平成30年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

- 第65条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

池田康明 (大崎市)

猪股貞男 (仙台市)

小畑恵一 (名取市)

小野寛次 (登米市)

鎌内誠次 (多賀城市)

村山重郎 (仙台市)

佐藤幸一郎 (白石市)

佐々木安雄 (東松島市)

高橋 弘 (仙 台 市)
吉田正廣 (角 田 市)
佐藤新市 (塩 釜 市)

(設立時役員の名)

第66条 当法人の設立時代表理事、理事、監事は、次のとおりである。

代表理事(会長) 池田康明
理事 (副会長) 猪股貞男
理事 (副会長) 小畑恵一
理事 (副会長) 小野寛次
理事 (幹事長) 鎌内誠次
理事 村山重郎
理事 佐藤幸一郎
理事 佐々木安雄
理事 高橋 弘
理事 吉田正廣
理事 佐藤新市
監事 山崎一夫
監事 本郷義男
監事 佐藤雄一

(法令の準拠)

第67条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

(委任)

第68条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

この定款は、平成29年9月6日から施行する。

この定款は、令和元年6月1日から施行する。

この定款は、令和4年6月1日から施行する。